

## 2. ビジュアル著作物の利用

### 1) 教育番組の録画上映

教育番組を録画して授業で利用するようなケースがあると思いますが、この場合には、録画行為と授業での上映行為の2つに分けて考える必要があります。

まず、録画については、法第35条第1項の規定により授業の過程の用に供するための複製として許容されます。

次に、上映については、法第38条第1項の規定により非営利かつ無料の上映として許容されることとなります。

ここで、留意しなければならないのは、録画した番組を校内の視聴覚ライブラリーに保存する行為が法的に許容されるのかという問題です。

放送事業者が、放送後において人気の高い番組をビデオソフト化して市場に流通させることもあり得ます。校内でライブラリー化して保存する行為は、必要な限度を超え、授業で使用した後は消去するなどの措置をとることが望ましいとの考え方もありますので、このことに留意しておく必要があります。また、長期間にわたって教育上使用する必要があるような場合は、個別に放送事業者の許諾を得るよう努めることが大切です。

### 2) 教育用ビデオの上映

市販の教育用ビデオソフトを購入して授業で上映することについては、上記と同様に法第38条第1項の規定により許容されます。

さらにこのソフトの複製が許容されるか否かについては、法第35条の規定の適用の有無にかかわる問題となります。

法第35条第1項では、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」とされていますが、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定されていますので、本件の場合はこのただし書きに該当すると解されます。

つまり、このようなソフトを1本購入してきて、学級数だけ複製するとすれば、ソフトの権利者の経済的利益を侵害することになると解されます。